

平成30年度 事業計画

[I] 策定基調

我が国経済は、これまでのアベノミクスの効果により経済の好循環が確実に回り始め、景気回復基調にあるといわれているが、地域や業種、事業者の規模によって景況感のばらつきがあり、中小企業・小規模事業者の多くはその実感を得られていない。加えて、深刻化する人手不足や後継者難、地域の疲弊、頻発する自然災害など、厳しい事業環境にありその対応に苦慮している。

トラック運送業界においては、昨年来、適正運賃収受への追い風が吹いており、昨年11月には標準運送約款が改正され、待機時間や附帯作業などの「料金」についても、適正に收受する道が開かれた。一方、地方ではドライバー不足は進展しており、一部地域では若者の流出により深刻な事態に陥っている。首都圏や関西などの台所を支えているのは地方にもかかわらず、輸送距離が長いほど輸送コストは上昇し、九州では農産物の価格競争力低下を危ぶむ声が日増しに強くなっている。変化の激しい時代に、荷主は3A（安全・安心・安定）の物流サービスを求めており、政府の働き方改革推進によりドライバーの拘束時間の管理は今まで以上の対策が必要であり、中継輸送等の実現に向けた取組も加速している。

こうした状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、経営基盤を強化し持続的な成長に向けて、更なる生産性の向上が求められており、働き方改革の推進、長時間労働の是正への取り組み、安全かつ環境に優しいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立、さらに業界の社会的地位向上のための諸施策の推進に向けて、懸案の諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成に業界をあげて全力を傾注しているところである。については、関係機関や関係業界団体との連携を図りながら、【重点事業】に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の執行に当たっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適正な執行に努めるものとする。

【重点事業】

- 1 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
(公益目的事業)
- 2 施設の賃貸事業および物品販売事業 (収益事業)
- 3 福利厚生事業および表彰事業等 (共益事業)

[II] 重点事業の概要

1. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

(1) 地方貨物自動車運送適正化事業

① 適正化事業指導員による巡回指導等

ア 運輸支局・労働局との連携の更なる強化を図りながら、会員、非会員を問わず年度計画に基づく2年に1回の頻度で実施する「通常巡回」(年間300件目標)、外部からの通報あるいは行政からの依頼に基づく「特別巡回」、運輸支局等が同行して実施する「共同巡回」、運輸開始後3箇月以内に行う新規事業者への調査指導を行う。

また、通常巡回において、改善の進まない事業者に対しては、巡回の頻度を増やして、より密な指導を実施し、事業所の法令遵守に対する意識の向上に努める。

特に、運輸安全マネジメントの普及啓発を図るとともに、輸送の安全を阻害する行為の防止並びに法令違反等に関する注意喚起及び指導を行う。

イ 「白トラ」「名義貸し」「過積載」情報等に対しては積極的な調査を行い関係当局へ通報するとともに、受理した要望、苦情については真摯に対応する。

② 個別指導、研修会、各種啓発資料による普及活動

ア 新規事業者、悪質事業者への巡回指導の際に、改善の進まない事業者への指導方策として、適正化実施機関事務所へ呼び出しての個別指導を行う。

イ 事業主、運行管理者・整備管理者等を対象に、交通労災防止や省エネ対策などのテーマに関する研修会を年3回程度開催する。また、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の普及啓発活動に努め、一般消費者等がより安全性の高い事業者選びが容易にできるよう、荷主企業や県民一般へ当協会ホームページ、広報誌により広く周知する。

③ 苦情相談窓口

運送事業者及び一般消費者等からの苦情に対しては、全ト協主催の「輸送相談担当者会議」、「引越基本・管理者講習」等を受講した適正化指導員による、苦情対応マニュアルに基づいた的確・迅速な苦情対応により、輸送サービスの改善を図る。

④ 運行管理者・整備管理者講習の受講促進

運行管理者の管理能力の高度化に伴う乗務員に対する適正・確実な点呼実施等のほか、車両点検等の指導、教育能力を向上させるため、運行管理者・整備管理者及び同補助者を対象とした講習会の受講促進を図る。

また、運行管理者試験の合格率を向上するため、事前講習会を開催する。

(2) 助成事業

① 交通安全・輸送適正化等事業における助成事業

ア 事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン2020」の各種施策並びに「運輸安全マネジメント」導入推進にあたり、「EMS用機器等導入助成（予算580台）」、「安全装置等導入促進助成（予算140台）」等の適正な交付金の活用による助成事業を展開する。

イ 自動車交通公害対策

地域環境対策、地球温暖化対策や輸送コストの抑制を図り輸送力を確保するため、ポスト新長期規制適合車、CNG車及びハイブリッド車の普及促進に係る助成（予算150台）を行う。

導入に際しては、国及び全ト協と協調連携を図りつつ、積極的な助成を行い最新規制適合車への代替を進める。

ウ 労働安全対策

運転者の健康管理、交通労災事故撲滅による安全輸送の確保に向け、適性診断（3,200名対象）、定期健康診断（6,200名対象）並びにSAS受診（140名対象）助成を実施し、更には輸送サービスの改善と無資格運転者の荷役災害の防止を図るため、各種運転技能講習（フォークリフト、小型移動式クレーン等）受講促進のための技能講習等受講助成を行う。

また、事業所における初任運転者及び運転技能の指導的立場にある者を対象として、中央研修所、ドライビングアカデミーONGA、南鳥栖自動車学院に派遣し研修させるほか、運送事業における労働力を確保するため、自動車運転免許取得費用の一部助成を行う。

② 公共輸送サービス改善事業における助成事業

運送事業者が公的な経営安定貸付、セーフティネット保証融資を受け易くするため保証料の一部助成を行う。また、事業経営の健全化に資するため流通経済大学、中小企業大学校に派遣し、講習料の一部を助成する。

③ 上部団体に対する助成事業

当協会の上部団体である全ト協では、事業実施効果、資金運用の効率性等の観点から各都道府県トラック協会からの出捐金を原資として、全国団体として各種公益目的事業を推進しているため、その出捐金を助成する。（交付金額の24.6%を出捐）

(3) 融資・利子補給事業

トラック運送事業の近代化、効率化の促進と振興を図り、輸送力増強及び施設整備に係る資金の供給を行うことを目的とし、トラック運送事業者が車両等の買い替え、物流施設の整備等に要する費用に係る融資を円滑にするための融資・利子補給事業を推進する。

(4) セミナー事業

① 協議会、荷主懇談会、荷主物流セミナー等の開催

トラック輸送における運送業界の取引環境・労働時間改善等に向けた佐賀県地方協議会を継続して開催するほか、運輸行政の現状とこれからのビジョン等について荷主、行政等の関係機関との意見交換会や物流セミナーを開催する。

② 引越し管理者等講習会の開催

引越しに伴う各種トラブルを防止し、必要不可欠な法令等の周知徹底を図るため、引越し管理者等講習会を開催する。

③ 原価管理の徹底による経営基盤強化対策の実施

中小トラック運送事業者の原価意識の向上、原価管理の徹底等による経営体质の改善及び生産性向上のため、運送事業者の経営基盤強化に特化したセミナー等諸施策を講じる。

④ 労災保険収支の改善等の推進

労災保険収支の改善、労災事故防止に向けたセミナーの開催、啓発ポスターの配布等の広報啓発を行う。

特に、社会保険等の未加入事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進を図る。

(5) 競技会

輸送品質の確保及び交通安全意識の高揚を目的とし、プロドライバーとしての社会的責務を自覚させるため、年1回、佐賀運輸支局、佐賀県警察本部、佐賀県くらしの安全安心課、南鳥栖自動車学院等の協力を得て、佐賀県 トラックドライバー・コンテストを開催する。また、優秀者を全国大会に派遣する。

(6) キャンペーン事業

貨物運送事業者の交通事故を無くし、安全安心な職場環境の形成とプロドライバーとしての社会的責務を自覚させるため、セーフティ・トラック・チャレンジ100作戦（無事故無違反100日）を実施する。

(7) トラックの日事業

① イベント開催による普及啓発活動

「トラックは生活（くらし）と経済のライフライン」をテーマに、10月9日を「トラックの日」と定め、「夢のトラック」絵画コンクール入賞作品の展示、車両展示、安全講話等を通じ、運送業界の役割と重要性について一般市民の理

解促進と業界の認知度向上を目的に市民との交流を図る。

② 「夢のトラック」絵画コンクール

「トラックの日」イベントに合わせ、佐賀県教育委員会の後援を得て、佐賀県内小学生から「夢のトラック」を題材にした絵画を募集して、県内事業者車両に拡大ペイントし、動く絵画として全国を走り回り子供たちに夢を与える。

(8) トラック運送事業に係る規制緩和に関する調査研究及び要望活動

① 各種意見、陳情活動等の実現

自動車関係諸税や環境税等をはじめ規制緩和の要望実現に向け、業界と密接に関連する諸課題について積極的に意見広告を行うほか、国会議員等への陳情活動を開展する。また、必要に応じて労働組合との意見交換会を開催する。

② 燃料価格高騰対策の実施

燃料価格高騰対策本部による、営業用車両への優先供給、政府備蓄の取り崩しによる価格安定策等各種施策の関係団体等への要望を図る。

③ 原価管理に基づく適正運賃収受の推進

原価管理の徹底を実践するため、講習会を開催するとともに、荷主に対して不公平取引のは是正について理解と協力を要請する。また、全ト協等と連携を図りながら、適正運賃収受のための制度化に向けた要請活動を推進する。

④ 運送契約の書面化等の推進

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善等佐賀県地方協議会」、「パイロット(実証実験)事業」等を活用し、荷待ち時間の短縮及び燃料サーチャージ、荷役作業等に係る取引形態の書面による契約書の締結等の更なる推進を図る。

(9) 広報普及活動

① 各季交通安全運動等への積極的な取組み

関係機関との連携を図りながら、各季開催される交通安全運動等に積極的に参加するほか、ポスター、のぼり旗等を作製配布して会員事業所の安全意識の高揚を図る。

- 春、夏、秋、冬の交通安全県民運動
- 年末年始の輸送等安全総点検
- 正しい運転、明るい輸送運動
- 過積載防止運動
- 労働災害防止強調運動
- 飲酒運転撲滅運動

◦ 自動車点検整備推進運動

② 各種メディアを活用した積極的な広報の実施

トラック運送事業への一層の理解促進に向け、ホームページの充実を図るほか、年間を通じて各種メディアを活用した積極的な広報を展開する。

(10) 緊急・救援物資輸送対策事業

佐賀県地域防災計画に基づき、佐賀県と「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」を締結しており、大規模災害発生時における「緊急通信体制、情報ネットワークの整備を図るとともに、関係機関、団体との連携を密にして緊急救援物資輸送及び災害対策支援体制を確立する。

また、緊急事態に備え、佐賀県主催の総合防災訓練及び原子力防災訓練等に参加し、その体制の整備を図る。

さらに、「家畜伝染病発生時における防疫対策に関する協定」に基づく鳥インフルエンザ等の発生に伴う緊急物資輸送等にも積極的に対応する。

2 施設の賃貸事業及び物品販売事業（収益事業）

(1) 施設及び機器の賃貸事業

研修会館維持管理規定に基づき、研修会館・唐津分室会議室・付属設備機器を会員、非会員並びに関係団体等の申請により使用料を徴収し、講習・研修の会場として賃貸する。

(2) 物品販売事業

トラック運送事業経営に必要不可欠な各種業務帳票類の販売を行う。販売価格については利潤を追求するものでなく、若干の手数料を含めたものにとどめており、事業者の負担が軽減されるよう設定する。

3 福利厚生事業及び表彰事業等（共益事業）

佐賀県内トラック運送事業者の 80%以上を占める会員を対象に会員サービスを向上させることで、会員事業者の協会運営への自発的・積極的な参加を促進させるだけでなく、非会員事業者に対する当協会へ加入の動機付けを強化し、より高い協会加入率を実現して協会業務の更なる公益化を目指す。

(1) 行政庁提出書類の作成・助言・指導

会員ニーズに対応するため、多種多様な行政への申請作業等について、会員の負担軽減のために、書類作成等の助言・指導を行う。

(2) 福利厚生施設利用の助成

会員事業者の従業員とその同居家族の福利厚生を図るため、当協会と特約契約を締結している保養施設の利用料金の一部を助成する。

(3) 表彰事業

会員事業者の労働意欲の増進、交通安全及び遵法精神の高揚を目的に、永年にわたり協会運営やトラック運送事業の健全な発展に寄与した者に対して、通常総会において表彰を行う。

(4) 競技会

会員事業所における交通安全、交通労働災害防止に対する意識の高揚、並びに大会出場者が事業所内で指導的立場に立つ動機付けを目的に、トラックドライバー・コンテスト及びフォークリフト運転技能大会を開催する。

なお、両大会とも全国大会の予選を兼ねている。

(5) 助成事業

輸送品質の向上及び運行管理者業務等の充実を図るため、会員を対象としたドライバー安全運転実技研修助成、適性診断受診料等助成（3,200名対象）、運転記録証明料助成（12,500名対象）を行う。

(6) 後継者育成事業

業界における後継者不足は深刻化しており、円滑な事業継承を促すことは喫緊の課題である。若手経営者等を対象とした、事業経営等の専門研修会・講習会等に積極的に参加することで経営者としての資質の向上を図る。

(7) 労働災害防止大会

運送業界における労働災害防止対策は、運行が荷主側の都合に左右されたり、渋滞等交通環境からの影響が大きく、運送事業者の取組みだけでは限界があることから、荷主の積極的関与とインフラ整備等、関係団体、行政との一体となった対応が不可欠である。

このため、荷主団体等への協力要請や、陸運労災防止協会佐賀県支部との共催による労働災害防止大会において安全衛生諸施策、労働関係法令周知等、適切な労務管理、時間管理を促すようにする。

(8) 運行管理者試験委託事業

国土交通大臣指定試験機関である「公益財団法人運行管理者試験センター」が年2回実施する国家試験の運行管理者試験業務を委託されており、試験事務管理者の委嘱、受験申請書の販売代行、試験公示、試験当日の業務運営を行う。

なお、貨物運送事業において運行管理者育成は、安全で適正な運行を確保するために重要なものであり、試験業務の円滑な運営は適性かつ厳格に行う。